

# 厚生常任委員会記録

平成28年4月5日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



平成28年4月5日 日程及び付議事件

日次	月日	摘要
第1日	4月5日(火)	案件 人事異動について 専決処分の報告について その他

## 1 出席委員氏名

委員 長	中川原 豊 志	委員	国 松 敏 昭
副 委 員 長	柴 藤 泰 輔	〃	西 依 義 規
委 員	内 川 隆 則	〃	樋 口 伸 一 郎
〃	成 富 牧 男		

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

健 康 福 祉 み ら い 部 長	詫 間 聡
社 会 福 祉 課 長	吉 田 忠 典
社 会 福 祉 課 高 齢 者 福 祉 係 長	佐 藤 直 美
健 康 福 祉 み ら い 部 次 長 兼 こ ど も 育 成 課 長	石 橋 沢 預
こ ど も 育 成 課 担 当 課 長 鳥 栖 い づ み 園 長	久 保 山 史 葉
健 康 増 進 課 長 補 佐 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐	名 和 麻 美
健 康 増 進 課 健 康 づ く り 係 長 兼 国 保 年 金 課 係 長	松 隈 由 美
文 化 芸 術 振 興 課 文 化 芸 術 振 興 係 長	林 康 司
市 民 環 境 部 長	橋 本 有 功
市 民 協 働 推 進 課 長 兼 市 民 相 談 室 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長	宮 原 信
市 民 協 働 推 進 課 長 補 佐 兼 地 域 づ く り 係 長	犬 丸 章 宏
市 民 協 働 推 進 課 市 民 協 働 係 長 兼 市 民 相 談 室 相 談 係 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 消 費 生 活 セ ン タ ー 係 長	天 野 昭 子
市 民 課 長	徳 淵 悦 子
市 民 課 市 民 係 長	大 石 昌 平
国 保 年 金 課 長	吉 田 秀 利
国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 健 康 保 険 係 長	古 賀 友 子
税 務 課 長	青 木 博 美
税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長	佐 々 木 利 博

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二  
環境対策課担当係長 野中 潤二

#### 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

#### 5 日 程

人事異動について  
専決処分の報告について  
その他

#### 6 傍聴者

な し

#### 7 その他

な し



ます。よろしくお願いいたします。

#### **吉田忠典社会福祉課長**

おはようございます。

4月1日付けで社会福祉課長を拝命いたしました吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **久保山史葉子ども育成課担当課長鳥栖いづみ園長**

4月1日付けで鳥栖いづみ園園長を拝命いたしました久保山史葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長**

おはようございます。

4月1日付けで、高齢者福祉係長になりました佐藤直美です。よろしくお願いいたします。

#### **名和麻美健康増進課課長補佐兼国保年金課課長補佐**

おはようございます。

4月1日付けで、健康増進課課長補佐兼国保年金課課長補佐を拝命いたしました名和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **松隈由美健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長**

おはようございます。

4月1日付けで健康増進課健康づくり係長を拝命しました松隈と申します。兼国保年金課の係長も拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **林 康司文化芸術振興課文化芸術振興係長**

おはようございます。

4月1日付けで文化芸術振興課文化芸術振興係の係長を拝命いたしました林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **橋本有功市民環境部長**

おはようございます。

市民環境部につきましては、10名の異動及び昇格者となっております。

私は引き続き市民環境部長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、一人ずつ自己紹介いたします。

#### **楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長**

おはようございます。

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長を拝命いたしました楨原でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

**宮原 信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

おはようございます。

4月1日付けで、市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長を拝命いたしました宮原でございます。今年度もよろしくお願いたします。

**徳淵悦子市民課長**

おはようございます。

4月1日付けで市民課長を拝命いたしました徳淵でございます。引き続きよろしくお願いたします。

**青木博美税務課長**

おはようございます。

4月1日付けで税務課長を拝命いたしました青木です。よろしくお願いたします。

**犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

おはようございます。

4月1日付けで市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長を拝命しております犬丸です。よろしくお願いたします。

**古賀友子国保年金課健康保険係長**

おはようございます。

4月1日付けで、国保年金課長補佐兼健康保険係長を拝命いたしました古賀です。よろしくお願いたします。

**佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長**

おはようございます。

4月1日付けで税務課長補佐兼固定資産税係長を拝命しております佐々木と申します。よろしくお願いたします。

**天野昭子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

おはようございます。

4月1日付けで市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長を拝命しております天野と申します。よろしくお願いたします。

**大石昌平市民課市民係長**

おはようございます。

4月1日付けで市民課市民係長になりました大石です。よろしくお願いたします。

**野中潤二環境対策課担当係長**

おはようございます。



環境対策課担当係長の野中と申します。よろしくお願いします。

**橋本有功市民環境部長**

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

**午前11時11分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooo

**午前11時12分開議**

**中川原豊志委員長**

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooo

**専決処分の報告について**

**中川原豊志委員長**

次に、専決処分について報告を受けたいと思います。

執行部から御説明をお願いします。

**青木博美税務課長**

それでは、専決処分の報告について、御説明いたします。

資料は、厚生常任委員会参考資料に基づき、説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

まず、鳥栖市税条例の一部を改正する条例についてということですが、改正の理由といたしましては、地方税法等の一部改正によるものでございます。

改正の概要としまして、まず、地方税法等の改正に伴う条文の整理ということで、地方税法改正によります項番号のずれが生じたために、参照条文等の項番号の改正を行っております。また、行政不服審査法の改正によります文言の改正も行っております。

次に、2番目の②ですが、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合の設定ということですが、この点は、今回から条例において特例の割合を定めることとなっておりますので、この表を加えております。

また、③ですけれども、市民税、特別土地保有税の減免申請書の記載事項の個人番号を削除ということですが、これにつきましては、従来、減免申請書に個人番号を記載することとなっておりますが、平成27年12月に国からの通知によりまして、個人番号を使わないということになりましたので、削除とすることとなりました。

施行日ですけれども、平成28年4月1日を施行日としております。これは、地方税法が3月29日に成立いたしましたして、31日に公布となっておりますので、議会に諮る時間がなかったということで、専決処分とさせていただきます。

以上、御説明を終わります。

### **吉田秀利国保年金課長**

国保年金課分について御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御報告をさせていただきます。この専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要について御説明をさせていただきます。改正は3点ございまして、まず1点目は賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、それぞれ限度額が法令で定められておりますが、今回、医療給付費分52万円を54万円に、後期高齢者支援金分17万円を19万円に引き上げ、介護納付金については、増減はございません。

改正の2点目は、軽減措置の改正でございます。これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回、軽減判定所得の改正は応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正を行っております。5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では33万円に、26万円に国保加入者数を乗じていたものを加算してございましたが、改正により、乗じる額が26万5,000円となっております。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に、47万円に国保加入者数を乗

じたものを加算しておりましたが、改正により、乗じる額が48万円となっております。

このことによりまして、5割、2割軽減の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得額の軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

改正の3点目は、国民健康保険税の減免申請の記載事項の個人番号を削除するものでございます。これは、届提出者の負担を軽減するために見直しがなされるもので、税の場合、所得申告の際に一度、個人番号の記載を行っていますことから、減免申請の際には、個人番号の記載が不要になったものでございます。

以上の改正の施行日は、平成28年4月1日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後の直近の議会で議会の承認をいただくこととなっておりますので、現在のところ、来る6月定例会に専決処分の承認について議案をお願いする予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

何かございますか。

#### **内川隆則委員**

認められんって言いたいんですけども、今の国保の関係で、限度額だけね、これは。金額が上がるのは2番の①たいな。

#### **吉田秀利国保年金課長**

賦課限度額の改定ということで、医療費分と後期高齢者支援分をそれぞれ2万円引き上げるものでございます。

あとの均等割、平等割、所得割、税率についての変更はございません。

以上でございます。

#### **国松敏昭委員**

この金額改正するっていうのは、専決処分で、そういうやり方でできるとですか。ちょっと、その辺。今まであったかなと思って。

#### **吉田秀利国保年金課長**

これは、地方税法の施行令の改正に伴って行うものでございまして、地方税法施行令の公布日が平成28年3月31日に公布されましたことから、議会を開く暇がないということで、専決処分をさせていただいております。これは、ここ数年同じような形でさせていただいて

いるところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

ほか、確認したいこと、意見、ありましたら。

よろしいですか。

[発言する者なし]

では、以上で報告関係を終わります。

oo

**中川原豊志委員長**

本日の日程はこれで終了いたしました。

これもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

**午前11時20分閉会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

